

令和6年度（2024年度）

第2回北海道食の安全・安心委員会遺伝子組換え作物交雑等防止部会議事録

日時：令和7年1月17日（金）13：30～14：30

会場：北海道庁 7階 農政部第1中会議室（札幌市中央区北3条西6丁目）

出席者：別紙のとおり

（小林補佐）

令和6年度第2回北海道食の安全・安心委員会遺伝子組換え作物交雑等防止部会を開会いたします。開会にあたり、北海道農政部食の安全・みどりの農業推進監の山口からご挨拶を申し上げます。

（山口推進監）

皆さん、こんにちは。GM部会の開催にあたりまして、一言挨拶をさせていただきます。委員の皆様におかれましては、天気の悪い中、そして入学試験の準備やゼミ生の卒論等の対応など、本当にお忙しい中こうしてお集まりいただき、大変ありがとうございます。

今年度ご審議をいただいておりますGM条例の点検・検証につきましては、去年7月の親委員会からこの部会に調査審議が付託をされて、前回の部会で皆様から進め方などについてご意見をいただいたところです。

遺伝子組換え作物の栽培は、道内でこれまで道のGM条例に基づく許可申請、届け出がなかったこともあって、事務局では、前回委員の皆様からいただいたご意見に留意をしながら道民意識調査を実施しまして、また、併せて関係者の意見交換、それからパブコメを順次実施をして、道民の意見を聴取してまいりました。

それらを踏まえながら点検・検証の作業を進めてきたところですけれども、本日は、事務局の方で作成をした点検・検証の案、結果案をご審議いただき、それを親委員会の方に報告する内容について取りまとめをお願いしたいと考えております。そして、取りまとめをいただいた内容につきましては、来月3日に親委員会の開催を予定しておりまして、そちらの審議を経て、道に対して答申をいただいた後に、私どもの方で3月中旬に点検・検証結果を最終決定して公表するスケジュールを予定しております。

限られた時間にはなりますけれども、忌憚のないご意見、ご提案をお願いを申し上げて、会議にあたっての挨拶をさせていただきます。本日、どうぞよろしくお願いいたします。

（小林補佐）

それでは、本日の出席状況ですが、愛甲委員が都合により欠席となっており、5名出席となっております。

また、専門部会に所属する委員及び特別委員の過半数の方に出席いただいておりますの

で、北海道食の安全・安心委員会運営要綱の規定に基づき、本日の部会が成立していることをご報告申し上げます。

議事に入る前に、配布資料の確認をお願いいたします。お手元に配布資料一覧とございまして、下の方に点線(点線)があるんですけども、点線(点線)までがダブルクリップ、黒いクリップで閉じられております。それぞれ順番に編纂しておりますので、ご確認をお願いいたします。

このダブルクリップとは別にですね、ホチキス止めで追加配付ということで、道民意識調査の調査の概要ということで抜粋を配らせていただいております。

傍聴者の方も含めてですね、不足等あれば、事務局、こちらの方に座ってますので、お知らせいただければと思います。それでは、議事に入りますが、これからの議事進行につきましましては、久保部会長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

(久保部会長)

はい、久保でございます。よろしくをお願いいたします。それでは、議事に入りたいと思いますので、お手元の次第に沿ってですね、進めてまいりたいと思います。

前回の開催から日数が経過しておりますので、最初に議事の北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例の施行状況等の点検・検証の手順について、事務局から説明をお願いします。

(小谷課長)

はい、それではですね、私の方から、条例、施行状況の点検・検証の手順について、確認の意味も込めて改めて説明させていただきます。参考資料の1をお手元にお願ひできますか。A4 縦のですね。参考資料の1、右上に書いてありまして、条例の施行状況等の点検・検証の手順案というものです。こちらで簡単に説明いたします。

まず、上から2つ目の四角い枠、去年の7月29日に行われました第1回目の部会で検証の進め方を確認いたしまして、その後に行った道民からの意見聴取として①の関係者による意見交換会、それから②として道民意識調査、③のパブリックコメント、これらの結果も踏まえて、本日の第2回目の専門部会、下の四角にあります、これを経て専門部会としての意見を本日まとめていただきまして、先ほど推進監の挨拶もありましたけれども、2月3日の第3回の食の安全・安心委員会で最終の意見を取りまとめていただいて、年度内に点検・検証の結果を決定して1番下にありますが、公表する運びとなります。

ここにある第2回遺伝子組換え作物等交雑等防止部会、これが本日の部会の内容となっております。はい。私からは以上です。

(久保部会長)

ありがとうございました。ということで、本日は、意見聴取等の内容をまず踏まえて、

ということです。条例の点検・検証の案について、2月3日に開催される食の安全・安心委員会に報告する内容を取りまとめるというのが本日の趣旨になっております。そこでですね、まずは事務局から点検・検証の案について説明をいただいて、この後、委員の皆様からご質問、ご意見をお受けしたいと思います。それでは、事務局から点検・検証結果の案について説明をお願いします。

(小谷課長)

それでは説明させていただきます。使う資料は、A4横のカラーのタイトルがついたこちらの資料をお手元をお願いいたします。まず、1ページ目、お開きください。

1ページ目の初めになりますけれども、ここの1番下になります。条例の規則の中では、5年を経過するごとに、社会情勢の変化等を勘案して、この条例の施行の状況等について検討を加えて、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされ、今年がその年にあたりますので、各種の点検を行いました。

2ページ目、条例の概要がついておりますが、これは皆様すでにご存知だと思いますので、ここは割愛いたします。3ページ目、お開きください。

3ページ目はですね、点検・検証の経過、①であります。点検・検証にあたりましては、これまで、条例に基づく遺伝子組換え作物の栽培にかかる許可申請、届け出、これらが無いこともありますので、ここに書いてあります①の1つとして、道民意識調査や意見交換、それからパブリックコメント、食の安全・安心委員会からの意見などを踏まえて検証を行いました。

まず、道民意識調査であります。昨年の9月から10月にかけて道内在住の個人1,500人を対象に行いまして、有効回答は766。率にして51.1パーセントとなっております。4ページをご覧ください。道民意識調査の結果でございます。

まず、別紙1をお手元をお願いできますか。別紙1、令和6年度道民意識調査の結果、A4横、こちらをお願いいたします。まず、ここの1ページや2ページになりますけれども、遺伝子組換え食品の安全性や遺伝子組換え作物を栽培することによる自然環境への影響については、6割を超える方が不安に思っているという結果が出てございます。

それでも過去の調査に比べますと割合はずっと低くなってきておりまして、最も低い状況となっております。またちょっと飛びますが、9ページ見てください。9ページにはですね、世代別の回答がございまして、20代の若い方々が不安に思う割合が最も少なくなっております。

それから次に、また5ページに戻っていただきますが、近年話題に上ることが多いゲノム編集技術を利用した農作物等の研究開発や食品の流通については、5割の方が不安に思っているほか、約2割の方がわからないと回答されております。このわからないという回答は、遺伝子組換え、こちらの回答もわからないという回答はあるんですけれども、これの2倍になっておりまして、5年前の調査から大きな変化は見られてございません。

また世代別ということで 10 ページ見ていただきたいんですが、世代別ではやはり 20 代の若い方々が不安に思う割合が最も少なくなっているという結果になってございます。

というような、これが道民意識調査の結果でございます。これもちょっと横に置いておいてください。

次に、本体の資料 5 ページに戻っていただきまして、5 ページはですね、意見交換会になります。点検・検証の経過②ということで、意見交換会の開催になってございます。こちらは、遺伝子組換え作物、それから食品の現状や制度などについて道民の皆様方に理解を深めていただくとともに、今後の施策の参考とするため、消費者、生産者、関係機関、団体などと意見交換を行いました。その結果が 6 ページになります。

6 ページにざっと意見書いてあるんですけども、詳細に説明させていただきたいと思っておりますので、別紙 2 の資料をお手元にお願ひできますか。別紙 2 はですね、A4 縦の資料で、この条例の点検・検証にかかるリスクコミュニケーションにおける意見概要という資料でございます。こちらに基づいて 1 つ 1 つ説明させていただければと思います。まず 1 として、道の GM 条例全般についての意見をまとめてます。通し番号で 2 の 1 と書いてますけれども、まずバイオ産業団体の方からですね。主にこの下線のついてるところを読んでいきたいと思っておりますが、国において安全だとされているにも関わらず、さらに北海道の条例で制限を行うのはおかしい。条例は撤廃または規制を緩和すべきという反対の意見がありました。以下、紹介するのは全て肯定的な意見であります。その次に、2 の 2 として、農業団体からの意見であります。主にこの下線のところ、GM 作物の開放系での栽培は一般作物との交雑や混入の恐れがあるため一貫して反対です、GM 条例に基づき今後も実効性のある運用をお願いしたいです。定期的に GM 条例の検証が必要なので、5 年ごとにこのような意見交換会を開催していくことを強く要望いたしますという意見。それから、2 の 3 として、同じく別の農業団体の意見です。グループに属さない生産者が GM 作物の栽培を始めたとしても、それを把握する手段がないです。こうした場合には、GM 条例の中で地域の説明会を開催するなどの制度があるおかげで安心して生産活動が行えます、この制度が維持されることを引き続きお願いいたしますという意見です。次に、2 の 4、これ経済団体さんからですね、GM 条例は今後も必要だと感じます、道民の 6 割が GM 作物に不安を持っているという調査結果を踏まえれば、こうした厳しいルールは一定程度必要と考えますという意見です。それから、2 の 5 として、別の農業団体さんからのですね、これ有機農業系の団体さんなんですが、有機農家は生態系のバランスや多様性に立脚した農業を営んでおり、GM 技術の実用化については慎重な対応が必要、道が GM 条例を作りルール化を図ろうという動きは大切、という意見です。

それから、2 の 6 は消費者団体の方です。色々こう述べられておりますけれども、最後に、道民の安全・安心を求める思いに応えた GM 条例の趣旨を守り続けていただきたい。同じく消費者団体、2 の 7 ですね。北海道が全国で 1 番初めに GM 作物に関する条例を制定し、他の自治体も続いて、日本の一般ほ場でそう簡単に GM 作物が栽培されていないこ

とは消費者としてありがたいと思います。

次のページは、2として、遺伝子組換え作物及び食品についてであります。

まず、1の1として、研究機関の方からは、GMの実用化については、消費者の理解や安心が得られる状況になれば進めるべきではないか。それから、同じく研究機関のパターン1の2の意見は、消費者や道内の生産者が不安を持っているGM作物については、試験研究を現在は全く行っていません。今後についても、道庁と綿密に連携して、GM作物の試験研究の実施について検証・検討していきたいということです。

それから、1の3は、バイオ産業団体の方から、こちらの方はいわゆる撤廃してほしいという意見の方なんですけど、消費者の理解促進は科学的にやってほしい、何が不安なのかを調査して、その結果に対して答えを出すべき、ちょっと下の方に飛びますけれどもGM作物は、我が国でも安全性が確立されているにもかかわらず、道民の理解が足りていないと感じている。それから、1の4として、生産者団体の方からは、GM作物については栽培、集荷、販売しないことを徹底し、国としてもどのような対策を講じているのか広く丁寧に説明していただきたいと。1の5として、これも生産者団体の方ですが、消費者に受け入れられない農畜産物を生産することはできない、試験研究の必要性は理解しているが、それでも風評被害を防ぐため閉鎖系で実施するのは好ましい。

次のページになりますが、1の6として、1番心配なのは交雑です。交雑の問題は本当に厄介です。一旦GM作物が広まってしまうと農業者の作物の選択が制限されてしまいますという意見です。それから、1の7、これ経済団体の方、消費者の理解が十分でないということは課題です、引き続き理解促進に努めていただきたいという意見です。1の8として、これは消費者団体の方ですけれども、遺伝子操作を行った食品は後の世代への取り返しのつかない懸念があります、安全性の評価がなされたとしても消費者に選ぶ権利を残すべきです、GMの表示は必須だと思いますという意見がございました。

それから、同じく消費者団体の方、1の9としては、確かな情報を知った上で商品を選ぶことが大事になってきます、表示をしっかりと選べることはとても助かると考えますという意見です。1の10、引き続き消費者団体の方です。食料自給率を上げる必要はありますが、だからといってGM飼料を作ればよいと思っはけません。道産の飼料用トウモロコシの生産拡大を進めるための様々な対策が必要ですよという意見がございました。

次、3番がですね。直接このGM条例の対象外となることも多いんですけども、ゲノム編集、このゲノム編集技術を利用した農作物や食品についての意見でございます。直接このGM条例に関係ない部分もあるんですけども、参加者、消費者団体の皆様方ですね、非常に大きな関心を示されて、意見もたくさん出てきておりますので、今回ちょっと紹介させていただきたいと思います。

まず、3の1として、研究者の方からですけども、ゲノム編集の実用化については、消費者の理解や安心感が得られる状況になれば進めるべきと考えますということ。

それから、3の2、同じ研究の方ですね、品種が変わることはDNAが変わるということであり、この変わった結果がはっきり分かるようにするのがゲノム編集だと思いますと。どう変わったかを開発者はきちんと説明すべきと考えますというご意見です。それから、3の3、消費者団体からの意見でございます。ゲノム編集は自然界または従来の品種改良で起こる変化の範囲内であり、GM技術に該当しないとして、安全性審査は不要とされている。若干事実と違う部分もありますがご意見として聞いてください。消費者の危惧、懸念が拭えない以上、ゲノム編集は届け出制ではなく厳格な審査制を採用し、少なくとも食品表示は必須にしてほしい。それから、3の4として、ゲノム編集技術応用食品が届け出と公表だけで販売されていることをすごく心配しています。表示されていないので選ばないということもできません。何らかの形で表示について少し踏み込んだ形の動きができればかなどの意見が出されたところでございます。

非常にですね、参加された方、それぞれ賛成、反対、活発な意見が繰り広げられたというところで、細かく説明をさせていただきました。以上が意見交換の状況でございました。引き続き、7ページに戻っていただけますか。今回のパブリックコメント、道民から意見募集を行って、全部で10件の意見が寄せられました。

このうち、7件、これが、案は修正しておりませんが、今後の政策の進め方等の参考とするものとしたものが7件、それから、案に取り入れなかったものが3件となっております。別紙の3の1、こちらがパブリックコメントをまとめた資料ですので、A4縦、別紙3の1をご覧ください。

これも順番に見ていただきたいと思います。こちらも概要だけお話をさせていただきます。この1ページ目から順番にですね。まず、政府の規制に従って行えば何ら問題がないことから、本条例を撤廃すべきというご意見、それから、本条例は国全体の法律や政策と矛盾しているため、本道の発展を著しく阻害するものとする。3つ目は、不安をあおる方向で規制を強化しており、道内企業や住民に過剰な負担を与えるだけでなく、行政の基本的役割である正確な情報提供と科学的根拠に基づいた政策運営に反していると。

次のページは、道は科学的根拠と国の政策に基づいた建設的な政策を講じるべき、などの反対の意見がございました。一方で、2ページ目の2つ目、遺伝子操作を行った食品は、子や孫など後の世代への取り返しのつかない影響が懸念され、道民意識調査にもあるように、慎重の上にも慎重であるべきと考える。それから、3ページ目の方に行きますと、安全性についてどのような評価がなされても消費者に選ぶ権利を残すべきであり、遺伝子組換え食品に対する表示は量の過多に関わらず必須と考える。

ゲノム編集は遺伝子を改変していないと、これはゲノム編集の話ですね、改変しないと誤解を与えてはならないというご意見であるとか、次のページもゲノム編集についてです。ゲノム編集技術応用食品が本道で実用化されると、交雑の危険性が増し、消費者の購買行動にも影響しかねないことを懸念するなどの意見があります。

これ一番最後、これもまたゲノム編集であります。ゲノム編集はと真ん中であって、そ

の下、自然界または従来品種改良では起き得ない消費者の危惧、懸念が拭えない以上、ゲノム編集は届出ではなく、より厳格な審査制を採用し、少なくとも食品表示は必須と考えるというような意見。これは、賛成、反対、それぞれ貴重な意見がこちらに寄せられたところでございます。以上がパブリックコメントの説明でございました。

それから、別紙の3の2というのが、遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例に係る意見募集で、子供さんにも、必ず意見を聞くようにということで道庁のルールになってございまして、子供の意見を分かりやすい質問をしながら聞きなさいということになって、この結果、中学生の1人から、意見があつて、結論としては、条例についてはどちらかと言えば必要との内容がありましたので、資料3の2をお目通しください。以上が、道民の意見募集に関してでございます。

次に、資料の8ページをご覧ください。こちら、点検・検証の経過④ということで、食の安全・安心委員会における審議についてでございます。こちらでは、参考資料の2と3というのをお手元にお願ひできますか。参考資料の2と3、両方ともA4の横です。参考資料2といたしまして、第1回のGM部会、7月29日開催の部会で委員の先生方からいただいた意見をまとめているものでございます。

まず、通し番号の1につきまして、道民意識調査についてということで、道民の意識がどのように変わったのか、また背景としてどういう変化があつたのかということが継続してモニタリングされるべきですよ。したがって、基本的に今までと同じ質問、情報が提供されるべきというご意見です。はい、その通りだと思いますので、今後も、道民意識調査についての質問というのは、今までと同じような質問でやっていきたいという風に考えてございます。それから、通し番号の2といたしまして、道民意識調査について、何かやはり出来事が起こっていて、道民の意識というのは動きやすいのかなと思つたと。その辺でちょっと情報があつたら教えていただければいいというご意見がありました。それで、どうも先ほどの道民意識調査の結果見てですね、何かやはりその年ごとに、デコボコがあるんですね、何か関係する出来事があるのかなってということで色々確認はしたんですけども、ちょっと特定のできる何かがあつてそういう風に増えたり減ったりしてるというのは、見てもわかりませんでした。それで、国の調査も参考に見てみようと思つたのが参考資料3でございます。この資料の3なんですけれども、このカラーの棒グラフの資料なんですけれども、これは、内閣府食品安全委員会が食品安全モニターを対象に実施した調査でありますけれども、これらの調査でも、遺伝子組換え食品に感じる不安の程度には、道民意識調査と同様に年次ごとにデコボコがあります。道民意識調査との相関も特に見られなかつたんですね。なので、国と比べてもですね、何か特定の出来事を反映してデコボコしてるのかなということでもないかなと。いわゆるこうはっきり要因は見つかりませんでした。この国の調査も、デコボコしながらもずっと上にだんだん、年次がこう直近に来るに従つて不安に思うっていう人、ずっと減ってきてるというようなことは言えるのかなという風に考えてございます。道民意識調査の方は、色々考えたんですけど、国は、これ毎年同じ

人に多分聞くのですが、道は毎回調査対象の方が変わるので、人が変わるっていうこともあって、そういう結果にぶれが出てくるのかなというふうに考えてございます。

また参考資料2に戻っていただいて、通し番号3と4についてです。こちら、イネの交雑防止基準についてこの後説明いたしますけれども、それ以外の作物についても国の基準において特段の変更がなされていないことは確認をしております。それから、通し番号5、こちら、国で許可を出している情報についてはきちんと把握しておくべきとのことで、一応この資料の、本体資料の14ページの方に、直近の遺伝子組換えの情報をもとめてございます。引き続き、国の担当課との緊密に連携を図りながら、的確な情報のリバイスに努めてまいりたいと考えてございますので、これも後ほどご覧になってください。それから、通し番号6、ゲノム編集についても、社会的に大きな動きであることから、現状については的確に情報提供がされることが必要との意見をいただきました。で、資料の17、18ページになりますけれども、やはりこちらも、国にも確認しながらゲノム編集の直近の状況をまとめておりますので、参考にしていただければと思います。また道のホームページでも公開してまいりたいと考えております。では次に9ページ目、お開きください。資料の9ページは、点検・検証の経過の参考ということで、まずこの交雑混入防止措置基準についてでございます。

ここの説明の4行目からになりますけれども、本基準のうち、遺伝子組換えイネと一般のイネとの隔離距離について、設定の根拠としております、国の指針が、現行基準の設定時の26メートルから30メートルに変更されたことを踏まえまして、条例での基準の見直しを提案し、意見交換とか、それから道民意見募集の際にも聞いたんですけれども、特段のご意見、ご異論はございませんでしたので、イネの隔離距離基準を52メートル以上から60メートル以上に見直したいと考えてございます。

次、10ページ、最後のまとめの方に入ってまいります。今までのこの説明した経過を踏まえた結論でございます。

まず、(1)として、条例につきましては、現時点では見直しを行わないこととしたいと考えてございます。

理由といたしましては、道民意識調査や意見交換会、それから道民意見募集の結果を踏まえますと、引き続き遺伝子組換え作物の開放系での栽培等を規制することによって、遺伝子組換え作物と一般作物との交雑や混入を防止し、生産上及び流通上の混乱を防止することは必要であると判断されるためでございます。(2)の方の交雑混入防止基準についての取り扱いとしては、イネの隔離距離については、設定の根拠としている数値を最新のデータとして算出したものに見直したいと考えてございます。理由としては、意見交換会や道民意見募集において提示した見直し案に対して特段の意見がなかったこと、それから、イネの隔離距離以外について見直しの検討を要する新たな科学的知見や技術等はなく、現状妥当と判断されるからでございます。

最後、11ページになります。今後の取組についてでございます。

こちらは、5年前の点検・検証時にも関係者で確認した同様の内容となっております。その時から大きな情勢の変化はございませんので、前回は踏襲したいと考えておりました、まず1つ目としては、遺伝子組換え作物に関して、正確な情報の提供をはじめ、消費者や生産者、食品事業者、研究者など関係者が相互に理解を深められるよう、ウェブも活用しながらコミュニケーションに取り組んでいく。

2つ目といたしまして、遺伝子組換え作物等をめぐる情勢の変化等を踏まえ、条例や交雑混入防止措置基準について随時必要な対応を行っていく。しっかり今後こういうことを留意しながら行っていきたいと思っております。

なお、1番最後に、【P】としてございますけれども、これは、5年前には、これも今後の取組として書き留めたものなのですが、ゲノム編集についての理解情勢とか安全性の検証、それから食品表示の実施について国に求めているという内容となっているんですけれども、この下にも赤囲みで書いてあるんですが、昨年、第5次食の安全・安心計画というのを道の方で策定して、その中に、すでにこのゲノム編集についてはこういうことを国にしっかり求めていきますということを書いて主旨を反映させておりますので、こちらに関しては今回は記載しないこととしたいと考えてございます。はい。本体の資料の説明は以上になってございます。

それともう1つですね、追加で舩津委員の方から事前の質問をいただいております、道民意識調査で、層化二段無作為抽出法を用いることで、道内に在住する18歳以上の方の偏りないんですかっていう質問がございました。我々も確認して調べたんですけれども、この層化二段無作為抽出法とはということで、専門的なことを簡単に説明しますが、世論調査などによく使われるランダムサンプリングの手法で、全道を6圏域に分類、これを層化、層の化けるで、層化と言います。それで、6圏域に調査地点を人口に応じて比例配分して、その後、住民基本台帳を利用して地点ごとに一定数のサンプル抽出を行っておりますということです。道内居住の満18歳以上のあらゆる個人をランダムサンプリングする手法として、調査の信頼性の面からとても有効と考えているところです。ということで、道民意識調査を所管しております道庁の知事室、広報広聴課に確認を取りましたところ、世論調査では偏りなく調査をする時にはよく使われる方法ということの確認をしておりますので、一応説明と回答させていただきました。私の方からの説明は以上です。

(久保部会長)

はい、どうもありがとうございました。丁寧に説明していただきました。

それではですね、委員の皆様からご意見、ご質問等伺いたいと思っておりますので、名簿の順にですね、ご発言をこちらからお願いしたいと思います。では、最初に2人ずつですが、まず金澤委員、平田委員の順にご発言をお願いいたします。

(金澤委員)

最後の船津先生のご質問にあったことと関わるのですが、点検・検証の結果のところ、遺伝子組換え作物に関する意識について世代別の違いがあったというご指摘について伺います。特に20代において不安に思う割合が最も少なかったというご指摘がありましたが、20代の回答者の数が例年と比べると、特段少ないという状況ではないと考えてよろしいですか。

(小谷課長)

はい。特段偏りがないようにということで、いわゆる北海道中の人口のそれに合わせてサンプリングされるような仕組みでやってるということでございます。

(金澤委員)

わかりました。私見ですが、これは、おそらく20代の方が無関心だということを表しているわけではなかろうと思いました。いろいろな解釈が可能かもしれませんが、例えば、世界の情勢が非常に不安定な時代に私たちが置かれていることを感じとって、その状況に対して不作為ではいけないという危機感をお感じの方が、もしかすると若い方の中に多いのかなと感じました。逆に、高齢者の方では、あまり今までと変わらない世界であってほしいと願うことから、その対応の必要性に対しては、否定的になりがちかもしれません。今までのままだが望ましいという考え方が現れている可能性もあるかなという印象を意識調査の結果に対して持ちました。

実際のところ、現在、地球温暖化に対応する課題として、例えば高温耐性の作物が必要になっているということが報道されておりますし、特に農研機構ではその開発を強く進めています。私たちがそのような状況にあるという客観的な見方は避けては通れなく、北海道といえどもそうした視点を持ち続けなければいけないと感じました。

(久保部会長)

平田委員、続けてお願いします。

(平田委員)

はい。たくさん資料ありがとうございました。1番今回の説明で、国は結構なんか安全に対する不安がどんどん減ってきて、一方、北海道では維持されていて、非常に興味深いと。私はどちらかというとこれはポジティブに受け止めて、非常に確か調査した方も結構農業関係の方がほとんどということで、かなり敏感に反応して、ある程度、そんなに知識がないわけじゃなくて、やっぱり敏感に反応してるから危険性もあるんだという意識を常に持つてるからこういうような結果なのかなと。ちょっとこの2との乖離で非常に興味深いと思いました。

あと、一方で、ゲノム編集に関しての意見が極端なものも多くてバラバラで、やっぱりゲノメデスに関してはやっぱりもう少し宣伝なり教育なりが必要なのかなと。例えばなんか冊子を作るとかそういうようなことで、まだ研究もそれほど成熟してるかどうかという、私は専門家ではないのでいまいちなんですが、ある程度まとまったような、なんかそういうものがあればいいのかなという風に感じました。

で、もう1つ質問なんですが、イネの基準が変わったという、国の基準が変わったというのは、それどういう理由から変わったんでしょうかね。

(小林補佐)

確認できれば、調べて。はい、ご報告したいと思います。

(平田委員)

例えば、水田の大規模化とか、そういったことによってリスクが増えたから距離が増えたということであれば、北海道だったら元々大規模ですので。単純に倍というのが意識的にはいいと思うんですけど、科学的にちゃんと根拠があるかどうかというのはちょっとどうかという感じたところです。以上です。

(久保部会長)

ありがとうございます。ただ今のご発言に対して、事務局の方からお願いいたします。

(小谷課長)

はい、ありがとうございました。平田先生の方からですね、国とのその動きの違いというお話がございました。お話にもあったとおり、国の方はずっと定期的に元々そういう食品や何かに関心のある方々がモニターとして選ばれてて、その方々がずっと毎年お答えをしてるということもあるんですね、やはりそこは元々詳しい方々がいるので、知識を積み重ねていくので減っていくということはあるのかなという風に思います。

それから、ゲノム編集についてはですね、ずばり我々が所管してない部分もあるんですけども、やはりゲノム編集に関しては一般の方々に知る機会が今ないんですね。そういう機会を設けていきたいということもあって、1つ紹介すると、先日もですね、農水省の行政の方、それからいわゆる技術会議、いわゆる試験研究マンの方ですね、来ていただいて、道庁の職員が勉強した経緯があるんですね。国の方も積極的に出て行って説明したいという風に言ってくれてますので、国とも連携を図りながら、ゲノム編集の周知っていうのを北海道庁としても考えていかなきゃいけないのかなと考えてございます。

それから、先ほどの、イネの部分ですね。我々もその理由までちょっと確認はしてなかったものですから、そこを確認した上で、別途平田先生にはお答えさせていただきたいと思います。

それから、1件、金澤先生に教えていただきたいんですけども、やはり今の若者は別に無関心ではなくてというのは、それは先生が普段こう学生さんと接していらっしゃる中でそう感じ取られてるという理解でよろしいですか。

(金澤委員)

私の個人的な私見でございます。普段からそのように感じております。

(久保委員)

では、よろしいですか。金澤委員。

(金澤委員)

よろしいですか。では、もう1点だけ。文章で書いていただいたご意見についてです。

(小谷課長)

この資料、パブリックコメントですか。

(金澤委員)

参考資料でいただいたものです。不安を煽っているのではないかという文言がありました。私も情報を提示するということは不安を煽ることと表裏のような関係に自然となりうると思います。もちろん不安を煽る意図があるわけではないのに、自然と不安を煽ってしまうという状況になる危険性はあると思います。ただ、だからといって、情報を提供しないという選択肢は間違っていると思います。これは難しいことだと思います。

ご意見にありました、安全だと言っているのに、なぜそれがあたかも安全ではないような扱いをされているのか、ということにも共感できる面があります。実際、開放系の試験栽培の申請がないということは、そういう状況が抑止力になってしまっていることを示しているのかもしれませんが、抑止されているのが望ましいというご意見はあるでしょうし、逆にもっと開発研究をしやすい状況になっている方が望ましいというご意見もあると思います。それらの両立を図っていくことはたいへん難しいとこの調査結果を拝見して思いました。こうしたことに関連して危惧しておりますのは、科学的に間違ったことが広がってしまう場面がないわけではないということです。昨年だったと思いますが、数十年前から行われている突然変異の誘発をする研究に対して、それが危険だという考えをインターネット上で広めようとする動きがありました。それに対しては、学会で対応し、全く不当なものであるということを説明しました。そうしたことがインターネットを介すると、非常に短期間で大きく広がってしまう可能性が否定できません。科学的に正しいことがしっかり担保されることに対して、私たちは敏感でないといけないということを感じました。以上です。

(小谷課長)

はい、ありがとうございます。

非常に大事な点を発言いただいたと思います。ありがとうございました。

(久保部会長)

はい。では、続いて船津委員と渡部委員にご発言をお願いします。

(船津委員)

道民意識調査のところで層化二段無作為抽出法について丁寧なご説明ありがとうございました。この資料を今日説明していただいた中では、道民意識調査の調査項目が7つもあるため重要です。この資料の結果だけでなく、その属性がどんな人を対象にやったかっていうのが大切なので、その点は残していただくと非常に良いと思いました。特に驚いたのは、やはり年齢別を見ると、50代、60代など、特に70代以上の方の回答が多いというのはすごく驚きました。だから男女比もそれほど大きく違わずに、女性の方がやや多いですが、これについては両方を見ていることがよくわかりました。

また、広域連携チームの方は人口に応じてランダムにされているということがわかりました。この職種別のところですが、事務系、主婦の方が多く、職種も色々あるかということもわかりました。それからまた、対象では、居住年数では20年以上の方が多いというのがよくわかり、こういった中で、道民意識調査が行われたことをよく理解することができました。このような資料を、随時開示していただける方がいいのではと私は感想を持ったというのがまず1点です。

今回大事だとおっしゃったのが、この条例の取扱についてで、ご提案のとおり交雑混入防止措置基準を扱って欲しいと思いますが、今後の取組についての一番のところですが、遺伝子組換え作物に関して正確な情報提供をはじめ、消費者や生産者、食品事業者、研究者など関係者が相互に理解を深められるよう、Webも活用しながら、リスクコミュニケーションに取り組んでいくという内容です。取り組んでいくのはいいですが、どれぐらいの回数頻度を今後増やしていかなきゃいけないかという気持ちを持ちました。それから地域も広げてやった方がよいのではということもこれまでの結果から思いました。特に先ほどもおっしゃられたのですが、ゲノム編集技術ということについては、その不安に思うのが5割なのに、そのページの裏を見たら、研究は推進すべきという流れになっているので、情報がうまく分かっている人と分かってない人の意識の違いが大きいので、特にそういったところに対してリスクコミュニケーションを今回取り入れた方がよいのではと私は思いました。その点を今後取り組んでいただければと思った次第です。私からは以上です。

(渡部委員)

渡部です。私の方から、やっぱ年代別のところがちょっと気になったんですけども、参考資料の8ページのところ、皆さん見られてると思うんですけど、これ、若い人はやっぱり不安に思う、やや不安に思う人が少なかったりというケースがありましたけど、これが例えば今20代の人が10年後になったらどうなるのか、年代別になってますけれども、もしこの調査の年代が10年過ぎればそのままこうずれていくのか、それとも年齢が上がってくると不安に思う人が増えてくるのかってところはちょっと気になりました。私、授業をやっていて、で、その授業の中で必ず組換え作物についてこれから推進すべきかどうかというのを聞くんですけども、毎年大体同じような傾向はあるんですけど、今年はやっと推進すべきじゃないっていう人がいなくて、0だったんですよ。私は30人から40人ぐらいいる授業で0で、あとは推進、積極的にすべき人が4分の1ぐらいで、残りが大体ちょっと慎重になりながら推進するべきだっていう風な回答だったんですね。これ、若いからなのか、若いからそう思ってるけども、子供ができたりとか、いろんなことが変わっていくと、もしかしたら変わってくる可能性もあるのかなと気になるところがあります。それからもう1点ちょっと気になったのがゲノム編集のところ、ゲノム編集についてはやっぱりまだまだ皆さん情報が伝わっていないところがあるのかなと思いました。なので、ここの条例の範囲ではないと思うんですけども、将来的にどうなるかわかりませんが、ゲノム編集に関しても市民のそういう不安を払拭できるような、今の現状だと別に届け出れば北海道で栽培しても何も問題はないわけですよ。そういうことが現状起こってるかもしれないですけど、今後きっと起こってくる可能性もあると思いますので、そういうのは早急に何か、ここの部会かどうかわかりませんが、考える必要があるんじゃないかなっていう風に思いました。以上です。

(久保部会長)

ただいまのご意見に対してご発言をお願いします。

(小谷課長)

はい、ありがとうございます。船津先生からですね、特にそのリスクコミュニケーションについてですね、今後、地域であつたり回数であつたりってところはもっと充実させるようにというご意見いただきましたので、すぐに今こうだということ結論を持っていないんですけども、やはり、リスクコミュニケーション自体は大事だということに思っておりますので、こちらのGM、それからゲノム編集についてですね、今後検討させていただければと。ありがとうございました。

それから、渡部先生の方からもいただいたゲノム編集、やはり今我々のこのGMの対象ではない部分ではあるんですけども、やはりこれが消費者の方からのご意見ということになればですね、道庁として、何かこう考えていかなければいけない時なのかもしれないので、道庁の中でも検討してまいりたいと考えてございます。ありがとうございました。

(久保部会長)

ありがとうございました。じゃあ、最後に私から、あらかた委員の皆様から、意見出ましたので、私が特に付け加えるということもないんですけども、その、パブリックコメントなりアンケートなりで、GMに対する不安っていうのは完全になくなってるわけでは、おそらくどこまで行っても0にはならないんだと思いますけど、でも、いまだちょっと割合としては高いということなので、やっぱりそのGMに対して慎重であるべきだというのは、結論としてあると思う。特にその生産者からGMに対してちょっとネガティブな意見があるっていうのは、それはちょっと重く見た方がいいのかもしれないという気がします。特にGMの議論をする時に、どうしても食品として安全かどうかということがよく語られることが多いんですけど、生産者にとってなんかやっぱメリットがあればまた話は違うのかなと思ったんですが、現状、生産者の方が特にはそう思っていないところだというのがなんとなくパブリックコメントから見えたので、少なくとも今日の資料は。なので、こういう方、GMに対して慎重であるべき、それはそれでいいのではないかとというのが私の意見でございます。はい、以上です。

(小谷課長)

ありがとうございます。今先生の方からもお話あった、道の生産者に関してはですね、やはり農業団体っていう言い方をした方がいいのかもしれませんが、農業団体としてはGMに関しては慎重であるべきという意見で、道内の生産側としては、そういう意見は大層を占めてるのかなという理解しております。ありがとうございます。

(久保部会長)

はい。以上で、委員の皆様から一通りご発言いただいたということになるんですが、何か付け加えることがあればお願いします。

よろしいですか。はい。

では、今回出てきたご意見のうち、やはりリスクコミュニケーションとか説明とかがっていう部分について、非常に重要であるっていうのが、おそらく委員の方から出てきた意見の中で1番大事なところかなと思います。それはもう今後の取組に書いてあるので、改めて反映させるということでもないのかもしれませんが、どっかその頭の片隅に置いていただければいいのかなという風に思います。

今から配っていただいているのは、これが答申案になります。一度お目通しいただいて、こういう形でですね、親委員会の方に報告したいと思います。一度ちょっと時間取りますので、簡単に読んでいただいてですね、大体この場で何かあれば。大丈夫そうですか。

では、なにか出てきた時も、この先何か簡単な修正とかが出てきた時は、私にご一任いただきたいまして、はい。

ではその他につきまして事務局の方から何かございますでしょうか。

(小谷課長)

はい、ございません。

(久保部会長)

はい、ありがとうございます。それでは、予定していた議題はこれで終了となります。円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。進行を事務局にお返しいたします。

(小林補佐)

久保部会長、ありがとうございました。閉会にあたりまして、農政部の山口推進監よりご挨拶を申し上げます。

(山口推進監)

皆様、活発なご議論いただき、本当にありがとうございます。点検・検証にあたりまして、いただいたご意見、特にリスクコミュニケーションの重要性、これは多くの委員の皆様からいただきました。我々もそこを踏まえながら、これからの業務の点検・検証だけではなく、肝に銘じておかなきゃいけないかなと思っております。それから若者の意識変化、この条例できてから20年が経過をして、今こう調査をすると、その間に、20代だった人は今40代だったり、60代の方は当時40代だったということで、そのような世代変化がある中で、でも大きくそれを変えるような、まだそういったところではないのかなというのが率直な結果なんだろうと我々思っておりますが、我々これからもしっかりと世代変化というか、そういうところも見ていかなきゃいけないなと改めて思ったところです。さらに加えて、新しい技術であるゲノム編集についての情報提供が、実は、去年の暮れの議会でそういった質問をいただいたりしてるところもありまして、研究者の皆さんが、アウトリーチ活動っていうんですかね、そういったことを、行政としてもしっかりやっていかなきゃいけない、そんな風にいただいた意見を感じた次第であります。久保部会長始め、委員の皆様にも改めて感謝申し上げたいと思います。

点検・検証の結果につきましては、答申案ということで今見ていただいたんですけども、これについて来月3日の親委員会の方でまた審議し、答申をいただいた後、3月中に最終決定という形で進めさせていただきたいと思っております。本当にお忙しい中ご出席をいただいたことを改めて感謝申し上げますとともに、今後ともご支援、ご協力をお願い申し上げます。本当にありがとうございます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

(小林補佐)

なお、本日の資料は、近日中に道のホームページに掲載し、委員の皆様には掲載先のURLをお知らせしたいと思います。皆様、ありがとうございました。